

証券コード 7090
令和2年6月9日

株 主 各 位

大阪市中央区淡路町二丁目6番6号
淡路町パークビル2号館
株式会社 リグア
代表取締役社長 川瀬 紀彦

第16期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第16期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、令和2年6月24日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 令和2年6月25日（木曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市北区大深町三丁目1番
グランフロント大阪 北館 カンファレンスルームタワーC 8階 Room01
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目 的 事 項
報 告 事 項
 1. 第16期（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第16期（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決 議 事 項
 - 第1号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件
 - 第2号議案 監査役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を当社ウェブサイト（アドレス <https://ligua.jp/>）に掲載いたします。

本総会の決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、当社ウェブサイト（アドレス <https://ligua.jp/>）に掲載いたします。

なお、お土産を配布する予定はございません。何とぞご了承ください。

(添付書類)

## 事業報告

(平成31年4月1日から  
令和2年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続き緩やかな回復基調で推移したものの、米中を中心とした通商問題の動向や消費税率引き上げなどに加え、新型コロナウイルスの感染拡大が、国内外の経済に及ぼす影響が大いに懸念されるなど、今後の経済動向は依然として不透明な状況が続いております。

当社グループが主要市場とする接骨院業界におきましては、接骨院数の増加に伴う他院との差別化、柔道整復療養費の減少に伴う経営の悪化、新規出店に伴う資金及び人員（有資格者）の確保、人員の増加に伴う教育制度の構築、接骨院オーナーの老後資金の確保等、様々な問題や課題が発生しております。

このような状況の中、当社グループの接骨院ソリューション事業では、接骨院に対して経営・運営における様々な問題（売上の減少、資金難、経営戦略不足、教育制度の未整備等）に対するソリューションの提供を行ってまいりました。また、金融サービス事業では、保険代理店やIFA（金融商品仲介業）を中心に事業を展開してまいりました。

以上の結果、当連結会計年度は売上高2,167,830千円（前連結会計年度比19.8%増）、営業利益224,326千円（同242.7%増）、経常利益203,542千円（同214.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益142,738千円（同300.9%増）となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

接骨院ソリューション事業におきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響を鑑みて一部のプログラムやセミナー開催を自粛又は延期したこと等により、教育研修コンサルティングの売上は減少したものの、ソフトウェア販売及び機材・消耗品販売並びに請求代行は好調に推移しました。この結果、接骨院ソリューション事業の売上高は1,602,277千円（前連結会計年度比29.7%増）、営業利益は201,914千円（同409.3%増）となりました。

金融サービス事業におきましては、IFA（金融商品仲介業）の売上は前年を上回ったものの、保険代理店では2019年2月の国税庁の方針を受け、保険会社各社が法人向け生命保険の販売の見直しを行った影響等により売上が減少しました。この結果、金融サービス事業の売上高は565,552千円（前連結会計年度比1.6%減）、営業利益は22,412千円（同13.2%減）となりました。

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は223,048千円で、その主なものは、レセONE及びLigoo POS & CRMの機能追加・機能強化するためのソフトウェア開発であります。

## ③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として150,000千円の調達を行いました。また、当社は令和2年3月13日に東京証券取引所マザーズ市場に上場し、公募増資及び第三者割当増資を行い、総額で519,542千円の資金調達を行いました。

## ④ 重要な企業再編の状況

該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                 | 第 13 期<br>(平成29年3月期) | 第 14 期<br>(平成30年3月期) | 第 15 期<br>(平成31年3月期) | 第 16 期<br>(当連結会計年度)<br>(令和2年3月期) |
|---------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------------------|
| 売上高(千円)             | －                    | 1,470,842            | 1,809,628            | 2,167,830                        |
| 経常利益(千円)            | －                    | 161,547              | 64,762               | 203,542                          |
| 親会社株主に帰属する当期純利益(千円) | －                    | 73,717               | 35,604               | 142,738                          |
| 1株当たり当期純利益(円)       | －                    | 72.85                | 35.18                | 138.96                           |
| 総資産(千円)             | －                    | 705,131              | 907,946              | 1,608,202                        |
| 純資産(千円)             | －                    | 155,235              | 159,807              | 822,088                          |
| 1株当たり純資産額(円)        | －                    | 153.41               | 157.92               | 631.64                           |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は、期末発行済株式数により算出しております。
2. 平成29年12月20日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行っております。当該株式分割が第14期の期首に行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
3. 当社グループは当連結会計年度より連結計算書類を作成しております。第14期及び第15期につきましては「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づき作成しておりますので、参考までに当該数値を記載しております。

## ② 当社の財産及び損益の状況の推移

| 区 分           | 第13期<br>(平成29年3月期) | 第14期<br>(平成30年3月期) | 第15期<br>(平成31年3月期) | 第16期<br>(当事業年度)<br>(令和2年3月期) |
|---------------|--------------------|--------------------|--------------------|------------------------------|
| 売上高(千円)       | 934,013            | 1,169,671          | 1,209,065          | 1,496,311                    |
| 経常利益(千円)      | 54,285             | 151,930            | 40,654             | 161,567                      |
| 当期純利益(千円)     | 35,898             | 64,120             | 16,509             | 111,980                      |
| 1株当たり当期純利益(円) | 35.64              | 63.36              | 16.31              | 109.01                       |
| 総資産(千円)       | 722,160            | 668,193            | 783,366            | 1,449,375                    |
| 純資産(千円)       | 95,842             | 159,962            | 176,471            | 807,994                      |
| 1株当たり純資産額(円)  | 94.71              | 158.08             | 174.39             | 620.81                       |

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は、期末発行済株式数により算出しております。

2. 平成29年12月20日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行っております。当該株式分割が第13期の期首に行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

## (3) 重要な子会社の状況

| 会社名            | 資本金      | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容       |
|----------------|----------|----------|---------------|
| 株式会社FPデザイン     | 50,000千円 | 100.0%   | 保険代理店、金融商品仲介業 |
| 株式会社ヘルスケア・フィット | 57,850千円 | 100.0%   | 療養費請求代行サービス   |

#### (4) 対処すべき課題

未来投資戦略2018（内閣官房日本経済再生総合事務局2018年6月）において、持続可能でインクルーシブな経済社会システム「Society5.0」の実現に向けて、今後取り組むべき具体的施策として「次世代ヘルスケア・システムの構築」が設定されております。これは、団塊の世代がすべて75歳以上となる2025年問題への対策として「健康寿命の延伸」を社会的課題としたものであり、次の2つのKPIが設定されております。

①2020年までに国民の健康寿命を1歳以上延伸、2025年までに2歳以上延伸

※2016年：男性72.14歳、女性74.79歳

②平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加

国民生活基礎調査（平成28年厚生労働省）によると、要介護度別にみた介護が必要となった主な原因として、骨折・転倒（12.1%）及び関節疾患（10.2%）の運動器障害によるものが一定の割合を占めております。柔道整復師は、日本の伝統的な代替療法である柔道整復術の国家資格保有者であり、筋骨格のプロであるため、当社グループは柔道整復師による施術が特に運動器障害の予防に対して効果的であり、「健康寿命の延伸」という社会的課題の解決にも貢献できる可能性があると考えております。

一方で、近年における接骨院業界は、接骨院数の増加に伴う他院との差別化、柔道整復療養費の減少に伴う経営の悪化、新規出店に伴う資金及び人員（有資格者）の確保、人員の増加に伴う教育制度の構築、接骨院経営者の老後資金の確保等、様々な問題や課題が発生しております。

当社グループは「良心の相互創生」という経営理念のもと、「健康寿命を延ばし、生きることを楽しむ社会へ」というグループビジョンを掲げ、国内約5万院の接骨院に対して、ソリューションを1院でも多く提供し、接骨院の経営安定化を図ることが重要であると考え、接骨院業界における取引シェア拡大に取り組んでまいります。

このような経営方針、経営環境の下、当社グループが対処すべき課題は、主として、以下の項目と認識しております。

### ① 取引シェアの拡大

当社グループが今後より成長していくには、全国50,077院（出典：厚生労働省「平成30年衛生行政報告例（就業医療関係者）の概況」）の接骨院との取引シェアを拡大することが最も重要であると考えております。当社グループと取引実績のある接骨院数は、2,387院（令和2年3月末）であり、接骨院数における当社グループの取引シェアは約4.8%となっております。今後も引き続き取引実績のない接骨院に対して新規開拓活動を行い、取引シェアの拡大に取り組んでまいります。

### ② 組織的な営業体制の構築

当社グループの今後の事業展開を見据えるとともに、経営リスクの軽減を図り、特定の役職員に販売を依存することのない組織的な営業体制の構築に取り組んでおります。組織的な営業体制の構築には、優秀な人材の確保及び入社後の教育制度が重要であると考えております。積極的な採用活動による優秀な人材の確保と採用した従業員がその能力を最大限に発揮できる教育制度の充実に加え、すべての従業員が活躍できる組織づくりに取り組んでまいります。また、従業員が定着するためには、共通の考え方となる経営理念の浸透が重要であると考えており、より一層の経営理念の浸透に取り組んでまいります。

### ③ 商品・サービスの開発

当社グループが継続して成長するには、顧客である接骨院やその先にいる利用者の潜在的ニーズを汲み取り、それらを反映させた新たな商品又はサービスの開発等を継続的に行っていくことが重要であると考えております。IT化による生産性の向上や療養費に過度に依存しない接骨院の経営体制の構築、健康増進を目的としたトレーニング等の接骨院利用者向け予防メニューの開発等は、接骨院業界の共通課題と考えており、今後も引き続き新たな商品・サービス等の開発に取り組んでまいります。

④ 競合他社との差別化

当社グループが効率的な営業を行うには、競合他社との差別化が必要であると考えております。当社グループの特長といたしましては、次のとおりと考えております。

- ・収支計画の作成や財務分析等の当社のコンサルティングノウハウを活かした営業を行っていること。
- ・相手先の規模に関係なく、接骨院の多様なニーズに対応できる商品ラインナップがあること。
- ・接骨院経営者の老後対策として、資産形成を提案できる金融サービス事業がグループ内にあること。

上記のような特長があることから、接骨院と長期的に関係性を構築できることが当社グループの強みの1つであり、今後も引き続き競合他社との差別化を図りながら営業活動を行い、取引シェアの拡大に取り組んでまいります。

⑤ 安定収益基盤の強化

当社グループが安定的な経営を行うには、継続的な収入となる安定収益の確保が重要であると考えております。教育研修コンサルティングの強化のほか、ソフトウェアにおける月額利用料等のサブスクリプション型の収益や、多少の変動はあるものの毎月一定の収益が見込める消耗品販売等も安定収益の増加に繋がることから、今後も引き続き安定収益基盤の強化に取り組んでまいります。

⑥ 新たなマーケットへの事業展開

当社グループが行っているコンサルティング等は、接骨院だけでなく、鍼灸院や個人医院等の店舗型のヘルスケア産業にも展開できるものであると考えております。接骨院業界以外への事業展開については、時期等は未定ですが、新たなマーケットへの事業展開は当社グループの成長可能性を高めるものであるため、今後も引き続き検討してまいります。

## (5) 主要な事業内容（令和2年3月31日現在）

当社では、接骨院に対して経営・運営における様々な問題（売上の減少、資金難、経営戦略不足、教育制度不足等）に対するソリューションの提供を行っております。当社が開発した患者情報管理システムのLigoo POS & CRMの提供、レセプト計算システムのレセONE、自費施術メニューの拡大をサポートする為のツールとしてEMS-indepth-、トムソンベッド、Inject Energy等の販売、接骨院の院長や院長候補向けの教育プログラムGRAND SLAMや各社の需要に合わせた継続型のコンサルティング等、接骨院の運営及び経営のサポート事業を行っております。

| サービス区分       | 事業内容                        |
|--------------|-----------------------------|
| ソフトウェア       | 患者情報管理及びレセプト計算システムの提供       |
| 機材・消耗品       | 接骨院における自費施術での業績アップツールの販売    |
| 教育研修コンサルティング | 接骨院への教育プログラム及び個別コンサルティングの提供 |

## (6) 主要な事業所（令和2年3月31日現在）

## ① 当社

|       |                  |
|-------|------------------|
| 本社    | 大阪市中央区淡路町二丁目6番6号 |
| 東京事務所 | 東京都港区虎ノ門一丁目1番23号 |

## ② 子会社

|                |                           |
|----------------|---------------------------|
| 株式会社FPデザイン     | 本社（大阪市中央区）、東京事務所（東京都千代田区） |
| 株式会社ヘルスケア・フィット | 本社（浜松市中区）                 |

(7) **使用人の状況**（令和2年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 事業区分         | 使用人数     | 前連結会計年度末比増減 |
|--------------|----------|-------------|
| 接骨院ソリューション事業 | 60 (8) 名 | 3名増 (5名増)   |
| 金融サービス事業     | 25 (2)   | － (－)       |
| 合計           | 85 (10)  | 3名増 (5名増)   |

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、出向者及び臨時使用人は含んでおりません。  
2. アルバイト及びパートタイマーは ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数     | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|----------|-----------|-------|--------|
| 57 (7) 名 | 2名増 (4名増) | 34.6歳 | 4.0年   |

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、出向者及び臨時使用人は含んでおりません。  
2. アルバイト及びパートタイマーは ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) **主要な借入先の状況**（令和2年3月31日現在）

| 借入先         | 借入額      |
|-------------|----------|
| 株式会社三井住友銀行  | 82,390千円 |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 69,453千円 |
| 株式会社紀陽銀行    | 63,066千円 |
| 株式会社みずほ銀行   | 60,340千円 |
| 株式会社関西みらい銀行 | 42,494千円 |

(9) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

当社は、令和2年3月13日付で東京証券取引所マザーズ市場に上場いたしました。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（令和2年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 4,020,000株
- ② 発行済株式の総数 1,301,500株
- ③ 株主数 1,439名
- ④ 大株主

| 株 主 名                    | 持 株 数 （ 株 ） | 持 株 比 率 （ % ） |
|--------------------------|-------------|---------------|
| 川 瀬 紀 彦                  | 503,200     | 38.66         |
| K & P パートナース1号投資事業有限責任組合 | 87,000      | 6.68          |
| 藤 原 俊 也                  | 68,100      | 5.23          |
| 石 本 導 彦                  | 62,400      | 4.79          |
| K & P パートナース2号投資事業有限責任組合 | 39,000      | 3.00          |
| 日 本 ア ジ ア 投 資 株 式 会 社    | 37,500      | 2.88          |
| みずほ成長支援投資事業有限責任組合        | 37,500      | 2.88          |
| 藤 本 幸 弘                  | 30,000      | 2.31          |
| 城 守 和 幸                  | 22,500      | 1.73          |
| 桑 野 聡 史                  | 18,000      | 1.38          |

（注）自己株式は保有しておりません。

## (2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                                                |                     | 第 1 回 新 株 予 約 権                          | 第 2 回 新 株 予 約 権                            |
|------------------------------------------------|---------------------|------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 発 行 決 議 日                                      |                     | 平成27年3月31日                               | 平成27年7月24日                                 |
| 新 株 予 約 権 の 数                                  |                     | 136個                                     | 155個                                       |
| 新 株 予 約 権 の 目 的 と な る<br>株 式 の 種 類 と 数         |                     | 普通株式 40,800株<br>(新株予約権1個につき 300株)        | 普通株式 46,500株<br>(新株予約権1個につき 300株)          |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額                            |                     | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                      | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                        |
| 新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て<br>出 資 さ れ る 財 産 の 価 額 |                     | 新株予約権1個当たり 50,100円<br>(1株当たり 167円)       | 新株予約権1個当たり 50,100円<br>(1株当たり 167円)         |
| 権 利 行 使 期 間                                    |                     | 平成29年4月1日から<br>令和6年8月30日まで               | 平成29年8月1日から<br>令和6年8月30日まで                 |
| 行 使 の 条 件                                      |                     | (注)                                      | (注)                                        |
| 役 員 の<br>保 有 状 況                               | 取 締 役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 7個<br>目的となる株式数 2,100株<br>保有者数 1名 | 新株予約権の数 52個<br>目的となる株式数 15,600株<br>保有者数 3名 |
|                                                | 社 外 取 締 役           | 新株予約権の数 0個<br>目的となる株式数 0株<br>保有者数 0名     | 新株予約権の数 0個<br>目的となる株式数 0株<br>保有者数 0名       |
|                                                | 監 査 役               | 新株予約権の数 0個<br>目的となる株式数 0株<br>保有者数 0名     | 新株予約権の数 10個<br>目的となる株式数 3,000株<br>保有者数 1名  |

|                                     |                     |                                          |                      |
|-------------------------------------|---------------------|------------------------------------------|----------------------|
|                                     |                     | 第 3 回 新 株 予 約 権                          |                      |
| 発 行 決 議 日                           |                     | 平成28年6月30日                               |                      |
| 新 株 予 約 権 の 数                       |                     | 76個                                      |                      |
| 新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数 |                     | 普通株式 22,800株<br>(新株予約権 1 個につき 300株)      |                      |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額                 |                     | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                      |                      |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額              |                     | 新株予約権 1 個当たり 400,200円<br>(1 株当たり 1,334円) |                      |
| 権 利 行 使 期 間                         |                     | 平成30年 7 月 1 日から<br>令和 6 年 8 月30日まで       |                      |
| 行 使 の 条 件                           |                     | (注)                                      |                      |
| 役 員 の<br>保 有 状 況                    | 取 締 役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>保有者数              | 57個<br>17,100株<br>2名 |
|                                     | 社 外 取 締 役           | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>保有者数              | 0個<br>0株<br>0名       |
|                                     | 監 査 役               | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>保有者数              | 0個<br>0株<br>0名       |

- (注) 1. 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を保有していることとする。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
2. 新株予約権者は、当社の新株予約権の目的たる株式が日本国内の証券取引所に上場し、かつ上場日以後6ヶ月間を経過した場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
3. 新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。
4. 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

|                                                | 第 4 回 新 株 予 約 権                       |
|------------------------------------------------|---------------------------------------|
| 発 行 決 議 日                                      | 令和元年6月28日                             |
| 新 株 予 約 権 の 数                                  | 30個                                   |
| 新 株 予 約 権 の 目 的 と な る<br>株 式 の 種 類 と 数         | 普通株式 3,000株<br>(新株予約権1個につき 100株)      |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額                            | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                   |
| 新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て<br>出 資 さ れ る 財 産 の 価 額 | 新株予約権1個当たり 183,000円<br>(1株当たり 1,830円) |
| 権 利 行 使 期 間                                    | 令和3年7月1日から<br>令和11年3月30日まで            |
| 行 使 の 条 件                                      | (注)                                   |
| 保 有 者 数                                        | 16名                                   |

- (注) 1. 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を保有していることとする。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
2. 新株予約権者は、当社の新株予約権の目的たる株式が日本国内の証券取引所に上場し、かつ上場日以後6ヶ月間を経過した場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
3. 新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。
4. 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

## (3) 会社役員の状況

## ① 取締役及び監査役の状況（令和2年3月31日現在）

| 会社における地位      | 氏 名       | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                              |
|---------------|-----------|------------------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役 社 長 | 川 瀬 紀 彦   | 株式会社FPデザイン取締役<br>株式会社ヘルスケア・フィット代表取締役社長<br>株式会社LAS取締役 |
| 取 締 役 副 社 長   | 藤 原 俊 也   | 事業開発室管掌<br>株式会社ヘルスケア・フィット取締役                         |
| 取 締 役 副 社 長   | 石 本 導 彦   | 株式会社FPデザイン代表取締役社長                                    |
| 専 務 取 締 役     | 梅 木 智 史   | 営業本部長 兼 マーケティング室長                                    |
| 取 締 役         | 大 浦 徹 也   | 管理部長<br>株式会社FPデザイン取締役<br>株式会社ヘルスケア・フィット取締役           |
| 取 締 役         | 島 宏 一     | グリー株式会社監査役                                           |
| 取 締 役         | 村 田 雅 幸   | パブリックゲート合同会社代表社員<br>株式会社スマレジ監査役<br>Chatwork株式会社監査役   |
| 監 査 役（常勤）     | 江 澤 紳 二 郎 | 株式会社FPデザイン監査役                                        |
| 監 査 役         | 桑 野 聡 史   | 桑野税理士事務所所長<br>株式会社ヘルスケア・フィット監査役                      |
| 監 査 役         | 吉 田 憲 史   | 吉田公認会計士事務所所長                                         |

- (注) 1. 取締役島宏一氏及び村田雅幸氏は社外取締役であります。
2. 監査役江澤紳二郎氏及び吉田憲史氏は社外監査役であります。
3. 監査役桑野聡史氏は税理士資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役吉田憲史氏は、公認会計士及び税理士資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は取締役島宏一氏及び村田雅幸氏、監査役江澤紳二郎氏、吉田憲史氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役の全員と当該契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

## ③ 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                | 員 数         | 報 酬 等 の 額               |
|--------------------|-------------|-------------------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 7名<br>(2名)  | 121,740千円<br>(9,600千円)  |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 3名<br>(2名)  | 9,600千円<br>(7,800千円)    |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 10名<br>(4名) | 131,340千円<br>(17,400千円) |

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役の報酬限度額は、平成27年6月22日開催の定時株主総会において、年額200百万円以内と決議いただいております。

3. 監査役の報酬限度額は、平成27年6月22日開催の定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。

## ④ 社外役員に関する事項

## イ. 重要な兼職先と当社との関係

| 区分  | 氏名      | 兼職先                                                | 当該他の法人等との関係                 |
|-----|---------|----------------------------------------------------|-----------------------------|
| 取締役 | 島 宏 一   | グリーン株式会社監査役                                        | 重要な取引その他の関係はありません。          |
| 取締役 | 村 田 雅 幸 | パブリックゲート合同会社代表社員<br>株式会社スマレジ監査役<br>Chatwork株式会社監査役 | 重要な取引その他の関係はありません。          |
| 監査役 | 江 澤 紳二郎 | 株式会社FPデザイン監査役                                      | 株式会社FPデザインは当社の100%子会社であります。 |
| 監査役 | 吉 田 憲 史 | 吉田公認会計士事務所所長                                       | 重要な取引その他の関係はありません。          |

## ロ. 当事業年度における主な活動状況

|             | 出席状況及び発言状況                                                                 |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 島 宏 一   | 当事業年度中に開催の取締役会15回のすべてに出席し、経営全般の観点から発言を適宜行っております。                           |
| 取締役 村 田 雅 幸 | 当事業年度中に開催の取締役会15回のすべてに出席し、経営全般の観点から発言を適宜行っております。                           |
| 監査役 江 澤 紳二郎 | 当事業年度中に開催の取締役会15回のすべて及び監査役会17回すべてに出席し、コンプライアンスに関する相当程度の見地に基づき発言を適宜行っております。 |
| 監査役 吉 田 憲 史 | 当事業年度中に開催の取締役会15回のすべて及び監査役会17回すべてに出席し、公認会計士及び税理士としての専門的見地に基づき発言を適宜行っております。 |

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

#### (4) 会計監査人の状況

##### ① 名称

有限責任 あずさ監査法人

##### ② 報酬等の額

|                                     | 報 酬 等 の 額 |
|-------------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 17,500千円  |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 21,500千円  |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

##### ③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、株式上場に係るコンフォートレター作成業務等の対価を支払っております。

##### ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

##### ⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

### 3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

#### (1) 業務の適正を確保するための体制の内容の概要

当社は、取締役会において、「内部統制システムの構築に関する基本方針」を次のとおり決議しております。

- ① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 取締役及び使用人は、法令及び定款並びに社会規範を遵守するとともに、「企業行動規範」に基づいた適正かつ健全な企業活動を行う。
  - (2) 業務遂行する上で遵守すべき基準及び諸手続を纏めた諸規程を作成し、これを遵守する。
  - (3) 「コンプライアンス規程」に基づき、管理部門担当取締役をコンプライアンス担当取締役、管理部をコンプライアンス担当部署とそれぞれ定める。コンプライアンス担当取締役及びコンプライアンス担当部署は、コンプライアンス遵守の徹底を図るため、共同して「コンプライアンスマニュアル」等の実施状況を管理及び監督し、役職員に対する適切なコンプライアンス教育及び研修の実施、役職員によるコンプライアンス遵守状況の調査及び問題がある場合の改善指示等を行う。
  - (4) 「内部通報規程」に基づき、コンプライアンス上疑義のある行為等の防止・早期発見・是正を目的として内部通報制度を設け、社内窓口として常勤監査役、人事担当責任者及び内部監査室長、社外窓口として顧問弁護士及び顧問社会保険労務士を内部通報窓口とする体制を、通報者保護の原則に基づき運用する。
  - (5) 万一コンプライアンス上問題となり得る事態が発生した場合には、コンプライアンス担当取締役が、直ちにその状況及び対策その他必要な事項を、取締役会及び監査役会に報告する。コンプライアンス担当部署は、かかる事態の再発を防止するための施策を策定し、当社グループにその内容を周知徹底する。
  - (6) 代表取締役社長直轄の内部監査担当部署として内部監査室を設置し、内部監査室は「内部監査規程」に基づき、コンプライアンス担当部署と連携の上、コンプライアンスの状況を定期的に監査する。また、これらの活動は定期的に代表取締役社長及び監査役会に報告する。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - (1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理が適切に行われるよう、「取締役会規則」、「稟議規程」、「文書管理規程」その他の当社社内規程において、情報の保存及び管理の方法に関する事項を定め、適切に保存及び管理する。
  - (2) 取締役及び監査役は、上記情報を必要に応じて閲覧することができる。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (1) 「リスク管理規程」に基づき、当社グループ全体のリスク管理を行う。
  - (2) 経営危機が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とした対策本部を設置し、危機を解決、克服又は回避するための体制を整える。
  - (3) 経営危機を未然に防止するため、当社グループ全体のリスクの管理に係る体制の整備等を担当する組織としてリスク管理委員会を設置する。
  - (4) 内部監査室は各部署のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に代表取締役社長及び監査役会に報告する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (1) 「取締役会規則」に基づき、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督等を行うほか、必要に応じて臨時取締役会を都度開催する。
  - (2) 「経営会議規程」に基づき、経営効率を向上させるため、経営会議を毎月1回開催し、一定の業務執行に関する基本的事項及び重要事項にかかる意思決定を機動的に行う。
  - (3) 業務の運営については、取締役会が中期経営計画及び各事業年度の計画を策定し、当社グループ全体の目標を設定するとともに、各取締役の業務分担を定め、効率的な業務執行を行う。各部門においては、計画に定める目標の達成に向け、具体策を立案及び実行するとともに、定期的に取締役会に業績報告を行うことにより、経営計画の達成状況について取締役会によるチェックを受ける。
  - (4) 組織的かつ効率的な経営を行うため、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」を定めて運営を行う。

- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- (1) 当社は子会社に対して、子会社の取締役又は監査役として当社役職員を派遣し、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の業務執行状況を管理・監督する。
  - (2) 子会社の経営上の重要な意思決定については、当社において取締役会の承認を得る又は報告を行う。
  - (3) 内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、子会社の内部監査を行う。
  - (4) 監査役は、「監査役規程」に基づき、取締役及び使用人から、子会社管理の状況について報告又は説明を受け、関係資料の閲覧を行うものとする。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、必要に応じて監査役の職務を補助すべき使用人を配置する。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監査役の求めにより監査役補助者として使用人を配置した場合の当該使用人は、その職務に関して監査役の指揮命令のみに服し、取締役等から指揮命令を受けないこととする。また、当該使用人の人選、人事異動、人事評価等について、監査役は取締役と協議し、補助使用人の独立性についても十分留意するものとする。
- ⑧ 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制並びに報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (1) 取締役は、監査役が出席する取締役会等の重要な会議において、その担当する業務の執行状況の報告を行うとともに、随時各監査役の要請に応じて、必要な報告及び情報提供を行う。
  - (2) 取締役及び使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況並びに内部通報窓口への通報状況及びその内容を速やかに報告する。
  - (3) 監査役に報告を行った取締役及び使用人に対し、報告を行ったことを理由に不利益な取扱いを行うことを禁止する。

- ⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し、費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、担当部署において確認の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとする。

- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、代表取締役社長と定期的な会合を持ち、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスク、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行うこととする。
- (2) 監査役は、必要に応じて、会計監査人及び内部監査室長と連携を図り、情報交換を行うとともに監査の効率性及び実効性の確保を図ることとする。
- (3) 監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、随時顧問弁護士等に専門的な立場から助言を受ける等必要な連携を図ることとする。

- ⑪ 反社会的勢力との取引排除に向けた体制

- (1) 「反社会的勢力排除宣言と対応基本方針」に基づき、反社会的勢力との一切の関係を遮断し、不当要求は拒絶することを基本方針とする。
- (2) 「反社会的勢力対応規程」に管理部を反社会的勢力対応部署と定め、体制整備に努める。同規程に基づき、反社会的取引の防止に必要な管理体制及び手続について規定するとともに、不当要求発生時に採るべき対応策や方針を定める。
- (3) 反社会的勢力対応に関する方針・規程等の周知徹底にあたっては、「企業行動規範」その他の啓発資料の配布や反社会的取引に至る主要類型等を示すなどにより、注意喚起を行うとともに、役職員に対し反社会的勢力対応に関して必要な教育を実施する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では、上記方針に基づいて、内部統制システムの整備とその適切な運用に努めております。当期における運用状況の概要は、以下のとおりです。

- ① 「取締役会規則」に基づき、取締役が法令及び定款に則って行動するよう徹底しております。また、毎月1回の定期取締役会及び必要に応じて臨時取締役会を開催しており、当事業年度においては、15回の取締役会を開催いたしました。取締役会では月次決算及び業務執行に係る報告がなされており、取締役が相互に業務執行状況の監視・監督を行っております。
- ② 「監査役会規則」に基づき、毎月1回の監査役会及び必要に応じて臨時監査役会を開催しており、当事業年度においては17回の監査役会を開催いたしました。監査役会においては監査計画の策定及びその実施状況について情報を共有するとともに、内部監査室と随時意見交換や情報共有を行うなど連携を図っております。また、取締役会や重要会議に出席や代表取締役社長との面談を定期的に行っております。
- ③ 内部監査室による定期的な内部監査を実施し、その結果は代表取締役社長に直接報告しております。また、内部監査室は監査役と定期的に意見交換を行い、監査上の問題点の有無や課題等について意見交換を行っております。
- ④ 「リスク管理規程」に基づき、四半期毎に開催しているリスク管理委員会において、関係する法令等の改廃動向の把握も含め、リスク全般の早期発見と未然防止に努めており、当事業年度においては4回開催いたしました。また、「内部通報規程」に基づき、内部通報窓口を設置することにより、不正行為等による不祥事の防止及び早期発見を図っており、当事業年度の通報件数は0件となっております。

## 連結貸借対照表

(令和2年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目                    | 金 額              | 科 目                  | 金 額              |
|------------------------|------------------|----------------------|------------------|
| <b>(資 産 の 部)</b>       |                  | <b>(負 債 の 部)</b>     |                  |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>1,171,965</b> | <b>流 動 負 債</b>       | <b>518,870</b>   |
| 現 金 及 び 預 金            | 942,188          | 買 掛 金                | 4,347            |
| 売 掛 金                  | 112,093          | 1年内返済予定の長期借入金        | 133,460          |
| 商 品                    | 77,970           | 未 払 金                | 86,638           |
| そ の 他                  | 40,333           | 未 払 費 用              | 52,556           |
| 貸 倒 引 当 金              | △620             | 未 払 法 人 税 等          | 25,199           |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>436,236</b>   | 未 払 消 費 税 等          | 32,086           |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>65,895</b>    | 前 受 金                | 42,190           |
| 建 物 附 属 設 備            | 44,535           | 預 り 金                | 132,976          |
| 車 両 運 搬 具              | 2,899            | 賞 与 引 当 金            | 9,342            |
| 工具、器具及び備品              | 18,460           | そ の 他                | 72               |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>313,711</b>   | <b>固 定 負 債</b>       | <b>267,243</b>   |
| ソ フ ト ウ ェ ア            | 186,150          | 長 期 借 入 金            | 252,323          |
| ソフトウェア仮勘定              | 68,380           | 資 産 除 去 債 務          | 14,920           |
| 顧 客 関 連 資 産            | 32,993           | <b>負 債 合 計</b>       | <b>786,113</b>   |
| の れ ん                  | 25,756           | <b>(純 資 産 の 部)</b>   |                  |
| そ の 他                  | 490              | <b>株 主 資 本</b>       | <b>822,088</b>   |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>56,629</b>    | 資 本 金                | 424,371          |
| 繰 延 税 金 資 産            | 28,361           | 資 本 剰 余 金            | 343,338          |
| そ の 他                  | 30,644           | 利 益 剰 余 金            | 54,378           |
| 貸 倒 引 当 金              | △2,376           | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>822,088</b>   |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>1,608,202</b> | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>1,608,202</b> |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成31年 4 月 1 日から)  
(令和 2 年 3 月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目             |  | 金 額    |           |
|-----------------|--|--------|-----------|
| 売上高             |  |        | 2,167,830 |
| 売上原価            |  |        | 934,527   |
| 売上総利益           |  |        | 1,233,303 |
| 販売費及び一般管理費      |  |        | 1,008,976 |
| 営業利益            |  |        | 224,326   |
| 営業外収益           |  | 60     | 1,262     |
| 受取利息            |  | 744    |           |
| 受取賃貸料           |  | 427    |           |
| 助成金の収入          |  | 29     |           |
| その他             |  |        |           |
| 営業外費用           |  | 2,754  | 22,046    |
| 支払利息            |  | 9,807  |           |
| 株式交付費用          |  | 9,462  |           |
| 株式公開費           |  | 22     |           |
| その他             |  |        |           |
| 経常利益            |  |        | 203,542   |
| 特別利益            |  | 19     | 19        |
| 特 別 利 益         |  |        |           |
| 特 別 損 失         |  |        |           |
| 固定資産売却益         |  | 480    | 480       |
| 固定資産除却損         |  |        |           |
| 税金等調整前当期純利益     |  |        | 203,082   |
| 法人税、住民税及び事業税    |  | 22,137 | 60,344    |
| 法人税等調整額         |  | 38,206 |           |
| 当期純利益           |  |        | 142,738   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |  |        | 142,738   |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成31年 4 月 1 日から)  
(令和 2 年 3 月31日まで)

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本 |           |           |         | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------|---------|-----------|-----------|---------|-----------|
|                         | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 株主資本合計  |           |
| 当 期 首 残 高               | 164,600 | 83,567    | △88,359   | 159,807 | 159,807   |
| 当 期 変 動 額               |         |           |           |         |           |
| 新 株 の 発 行               | 259,771 | 259,771   |           | 519,542 | 519,542   |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益 |         |           | 142,738   | 142,738 | 142,738   |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 259,771 | 259,771   | 142,738   | 662,280 | 662,280   |
| 当 期 末 残 高               | 424,371 | 343,338   | 54,378    | 822,088 | 822,088   |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 2 社
- ・ 連結子会社の名称 株式会社FPデザイン  
株式会社ヘルスケア・フィット

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

- ・ 時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。

ロ. たな卸資産

・ 商品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法によっております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

- 建物附属設備 10年～15年
- 車両運搬具 6年
- 工具、器具及び備品 2年～15年

ロ. 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

また、顧客関連資産については、効果の及ぶ期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額を計上しております。

④ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、10年間の定額法により償却を行っております。

⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 54,814千円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 1,301,500株

(変動事由の概況)

第三者割当増資による新株式の発行 14,600株

公募増資による新株式の発行 275,000株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

該当事項はありません。

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 110,100株

#### 4. 金融商品に関する注記

##### (1) 金融商品の状況に関する事項

###### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして必要な資金は金融機関からの長期借入により、短期的な運転資金は短期借入により調達しております。また、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブ取引については、行わない方針であります。

###### ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）に晒されております。営業債務である買掛金、未払金、預り金はすべて1年以内の支払期日であります。長期借入金は、設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済日は決算日後、最長で6年後であります。営業債務及び長期借入金は、流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）に晒されております。

###### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

###### イ. 信用リスクの管理

営業債権については、債権管理マニュアル等に従い、管理部が取引先の入金状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の債権管理マニュアル等に準じて、同様の管理を行っております。

###### ロ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき管理部が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

###### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

令和2年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

|                     | 連結貸借対照表計上額 | 時 価       | 差 額 |
|---------------------|------------|-----------|-----|
| (1) 現 金 及 び 預 金     | 942,188    | 942,188   | －   |
| (2) 売 掛 金           | 112,093    | 112,093   | －   |
| 資 産 計               | 1,054,282  | 1,054,282 | －   |
| (1) 買 掛 金           | 4,347      | 4,347     | －   |
| (2) 未 払 金           | 86,638     | 86,638    | －   |
| (3) 預 り 金           | 132,976    | 132,976   | －   |
| (4) 長 期 借 入 金 ( ※ ) | 385,783    | 385,753   | △29 |
| 負 債 計               | 609,745    | 609,716   | △29 |

(※) 長期借入金は、1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1)現金及び預金、(2)売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1)買掛金、(2)未払金、(3)預り金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

|        | 1年以内      | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超 |
|--------|-----------|-------------|--------------|------|
| 現金及び預金 | 942,188   | —           | —            | —    |
| 売掛金    | 112,093   | —           | —            | —    |
| 合計     | 1,054,282 | —           | —            | —    |

(注) 3. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

|       | 1年以内    | 1年超<br>2年以内 | 2年超<br>3年以内 | 3年超<br>4年以内 | 4年超<br>5年以内 | 5年超   |
|-------|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------|
| 長期借入金 | 133,460 | 117,988     | 73,159      | 38,444      | 16,742      | 5,990 |

## 5. 1株当たり情報に関する注記

- |                       |         |
|-----------------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額         | 631円64銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益        | 138円96銭 |
| (3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 | 129円49銭 |

## 6. 重要な後発事象に関する注記

### (資金の借入)

当社は、令和2年4月1日開催の臨時取締役会において、取引金融機関4行より資金調達を行うことを決議し、令和2年4月6日及び7日に借入を実行いたしました。

### (1) 当該事象の内容

当社が販売している機材・消耗品の一定量の在庫を確保する等、今後さらなる資金ニーズが生じることを見込んでおり、安定的な販売活動を行うための経常運転資金の確保を目的として金融機関から借入を行うものです。

### (2) 借入の内容

|         |                |
|---------|----------------|
| ①借入先    | 取引金融機関4行       |
| ②借入金額   | 260,000千円      |
| ③借入金利   | 市場金利に連動した変動金利  |
| ④借入実行日  | 令和2年4月6日及び7日   |
| ⑤返済期限   | 借入実行日より6か月～1年間 |
| ⑥返済方法   | 元金一括返済         |
| ⑦担保等の有無 | 無担保・無保証        |

## 貸借対照表

(令和2年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目       | 金 額       | 科 目           | 金 額       |
|-----------|-----------|---------------|-----------|
| (資産の部)    |           | (負債の部)        |           |
| 流動資産      | 959,413   | 流動負債          | 380,307   |
| 現金及び預金    | 759,638   | 買掛金           | 4,347     |
| 売掛金       | 69,818    | 1年内返済予定の長期借入金 | 133,460   |
| 商 品       | 77,970    | 未払金           | 43,134    |
| 前渡金       | 15,219    | 未払費用          | 38,648    |
| 前払費用      | 11,403    | 未払法人税等        | 22,557    |
| その他の      | 25,984    | 未払消費税等        | 26,288    |
| 貸倒引当金     | △621      | 前受金           | 42,094    |
| 固定資産      | 489,962   | 預り金           | 62,374    |
| 有形固定資産    | 46,488    | 賞与引当金         | 7,347     |
| 建物附属設備    | 33,172    | その他の          | 54        |
| 車両運搬具     | 2,899     | 固定負債          | 261,073   |
| 工具、器具及び備品 | 10,416    | 長期借入金         | 252,323   |
| 無形固定資産    | 246,943   | 資産除去債務        | 8,750     |
| ソフトウェア    | 183,232   | 負債合計          | 641,381   |
| ソフトウェア仮勘定 | 63,220    | (純資産の部)       |           |
| その他の      | 490       | 株主資本          | 807,994   |
| 投資その他の資産  | 196,530   | 資本金           | 424,371   |
| 関係会社株式    | 120,475   | 資本剰余金         | 374,371   |
| 出資金       | 60        | 資本準備金         | 374,371   |
| 長期貸付金     | 34,594    | 利益剰余金         | 9,252     |
| 繰延税金資産    | 25,857    | その他利益剰余金      | 9,252     |
| その他の      | 17,921    | 繰越利益剰余金       | 9,252     |
| 貸倒引当金     | △2,377    | 純資産合計         | 807,994   |
| 資産合計      | 1,449,375 | 負債純資産合計       | 1,449,375 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成31年 4 月 1 日から  
令和 2 年 3 月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額    |           |
|-------------------------|--------|-----------|
| 売 上 高                   |        | 1,496,311 |
| 売 上 原 価                 |        | 607,241   |
| 売 上 総 利 益               |        | 889,069   |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |        | 706,032   |
| 営 業 利 益                 |        | 183,036   |
| 営 業 外 収 益               |        |           |
| 受 取 利 息                 | 548    |           |
| そ の 他                   | 29     | 578       |
| 営 業 外 費 用               |        |           |
| 支 払 利 息                 | 2,754  |           |
| 株 式 交 付 費               | 9,807  |           |
| 株 式 公 開 費               | 9,462  |           |
| そ の 他                   | 24     | 22,048    |
| 経 常 利 益                 |        | 161,567   |
| 特 別 利 益                 |        |           |
| 固 定 資 産 売 却 益           | 19     | 19        |
| 特 別 損 失                 |        |           |
| 固 定 資 産 除 却 損           | 480    | 480       |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |        | 161,107   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 15,173 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額           | 33,953 | 49,127    |
| 当 期 純 利 益               |        | 111,980   |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成31年 4 月 1 日から)  
(令和 2 年 3 月31日まで)

(単位：千円)

|           | 株 主 資 本 |           |              |                  |              |             | 純資産合計   |
|-----------|---------|-----------|--------------|------------------|--------------|-------------|---------|
|           | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |              | 利 益 剰 余 金        |              | 株主資本<br>合 計 |         |
|           |         | 資本準備金     | 資本剰余金<br>合 計 | その他利益<br>剰 余 金   | 利益剰余金<br>合 計 |             |         |
|           |         |           |              | 繰 越 利 益<br>剰 余 金 |              |             |         |
| 当 期 首 残 高 | 164,600 | 114,600   | 114,600      | △102,728         | △102,728     | 176,471     | 176,471 |
| 当 期 変 動 額 |         |           |              |                  |              |             |         |
| 新 株 の 発 行 | 259,771 | 259,771   | 259,771      |                  |              | 519,542     | 519,542 |
| 当 期 純 利 益 |         |           |              | 111,980          | 111,980      | 111,980     | 111,980 |
| 当期変動額合計   | 259,771 | 259,771   | 259,771      | 111,980          | 111,980      | 631,522     | 631,522 |
| 当 期 末 残 高 | 424,371 | 374,371   | 374,371      | 9,252            | 9,252        | 807,994     | 807,994 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

・時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

##### ② たな卸資産

・商品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）によっております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定率法によっております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 10年～15年

車両運搬具 6年

工具、器具及び備品 2年～15年

##### ② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額を計上しております。

#### (4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

- |                                 |          |
|---------------------------------|----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額              | 46,847千円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。 |          |
| ① 短期金銭債権                        | 25,634千円 |
| ② 長期金銭債権                        | 33,333千円 |
| ③ 短期金銭債務                        | 6,828千円  |

## 3. 損益計算書に関する注記

|            |          |
|------------|----------|
| 関係会社との取引高  |          |
| 営業収益       | 39,000千円 |
| 営業費用       | 75,240千円 |
| 営業取引以外の取引高 | 490千円    |

## 4. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|           |         |
|-----------|---------|
| 繰延税金資産    |         |
| 未払事業税     | 2,897千円 |
| 賞与引当金     | 2,246   |
| 前受金       | 6,011   |
| 貸倒引当金     | 916     |
| 減損損失      | 7,242   |
| 税務上の繰越欠損金 | 9,055   |
| 会員権評価損    | 3,119   |
| その他       | 2,691   |
| 繰延税金資産小計  | 34,181  |
| 評価性引当額    | △6,261  |
| 繰延税金資産合計  | 27,919  |
| 繰延税金負債    |         |
| 資産除去債務    | △1,971  |
| その他       | △91     |
| 繰延税金負債合計  | △2,062  |
| 繰延税金資産の純額 | 25,857  |

## 5. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 子会社等

| 種 類 | 会 社 等 の 名 称                | 議 決 権 等 の 所 有<br>(被所有) 割合 (%) | 関 連 当 事 者 と<br>の 関 係 | 取 引 内 容                        | 取 引 金 額<br>(千 円) | 科 目               | 期 末 残 高<br>(千 円) |
|-----|----------------------------|-------------------------------|----------------------|--------------------------------|------------------|-------------------|------------------|
| 子会社 | 株式会社<br>ヘルスケ<br>ア・フィッ<br>ト | 所有<br>直接100.0                 | 資金の援助<br>役員の兼任       | 資金の貸付<br>(注2)<br>利息の受取<br>(注2) | 54,958<br>490    | 短期・長期貸<br>付金<br>— | 54,958<br>—      |

(注1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

(注2) 取引条件及び取引条件の決定方針等

資金の貸付については、貸付金利は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

### (2) 役員及び個人主要株主等

| 種 類          | 会 社 等 の<br>名 称<br>又 は 氏 名 | 議 決 権 等 の 所 有<br>(被所有) 割合 (%) | 関 連 当 事 者 と<br>の 関 係 | 取 引 内 容                            | 取 引 金 額<br>(千 円) | 科 目 | 期 末 残 高<br>(千 円) |
|--------------|---------------------------|-------------------------------|----------------------|------------------------------------|------------------|-----|------------------|
| 役員及び<br>主要株主 | 川瀬 紀彦                     | 被所有<br>直接38.7                 | 債務被保証                | 不動産等賃貸<br>借契約に対す<br>る債務被保証<br>(注2) | 25,858<br>(注3)   | —   | —                |

(注1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

(注2) 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社が賃借している事務所等の不動産賃貸借契約に対する債務被保証であります。なお、保証料の支払は行っておりません。

(注3) 不動産賃貸借契約に対する債務被保証の取引金額は、年間賃借料を記載しております。なお、期末における対象債務はなく、保証料の支払は行っておりません。

## 6. 1株当たり情報に関する注記

|                       |         |
|-----------------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額         | 620円81銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益        | 109円01銭 |
| (3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 | 101円58銭 |

## 7. 重要な後発事象に関する注記

### (資金の借入)

当社は、令和2年4月1日開催の臨時取締役会において、取引金融機関4行より資金調達を行うことを決議し、令和2年4月6日及び7日に借入を実行いたしました。

### (1) 当該事象の内容

当社が販売している機材・消耗品の一定量の在庫を確保する等、今後さらなる資金ニーズが生じることを見込んでおり、安定的な販売活動を行うための経常運転資金の確保を目的として金融機関から借入を行うものです。

### (2) 借入の内容

|         |                |
|---------|----------------|
| ①借入先    | 取引金融機関4行       |
| ②借入金額   | 260,000千円      |
| ③借入金利   | 市場金利に連動した変動金利  |
| ④借入実行日  | 令和2年4月6日及び7日   |
| ⑤返済期限   | 借入実行日より6か月～1年間 |
| ⑥返済方法   | 元金一括返済         |
| ⑦担保等の有無 | 無担保・無保証        |

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

令和2年5月11日

株式会社リグア  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
大阪事務所

|                    |       |         |
|--------------------|-------|---------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 三宅 潔 ㊞  |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 神崎 昭彦 ㊞ |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社リグアの平成31年4月1日から令和2年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リグア及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

令和2年5月11日

株式会社リグア  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
大阪事務所

|                    |       |       |   |
|--------------------|-------|-------|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 三宅 潔  | ㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 神崎 昭彦 | ㊞ |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社リグアの平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和2年5月12日

株 式 会 社 リ グ ア 監 査 役 会

常勤監査役（社外） 江 澤 紳二郎 ㊞

監 査 役 桑 野 聡 史 ㊞

監 査 役 （ 社 外 ） 吉 田 憲 史 ㊞

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2015年6月22日開催の当社第11期定時株主総会において、年額2億円以内として、ご承認をいただいております。

今般、当社は、当社の取締役が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲をより一層高めるため、また、当社の取締役に対し中長期的なリテンション効果を持たせることを目的として、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従う当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てることとしたいと存じます。

つきましては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、当社の取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額4億円以内（うち、社外取締役900万円以内）として設定したいと存じます。なお、譲渡制限付株式に関する報酬等の支給においては、上記の目的を踏まえたうえで、当社の取締役に対して、当社の取締役（社外取締役を除く。）と社外取締役のそれぞれについて当社取締役会が定める期間（以下、「対象期間」という。）に亘る役務提供の対価として、対象期間の開始日を含む事業年度中に一括して支給することを想定しております。そして、2020年度中に開始する対象期間に係る譲渡制限付株式に関する報酬等の場合、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対しては20年間、当社の社外取締役に対しては3年間に亘る役務提供の対価として2020年度中に一括して支給することを想定しているため、当該支給における1事業年度あたりの実質の支給額は当社の取締役（社外取締役を除く。）は1,955万円以内、当社の社外取締役は300万円以内となります。ただし、当該支給を行った後も、優秀な人材の確保や、今後新たに就任する取締役が、上記の目的を可能な限り実現できるよう、上記年額の範囲内で、当社の取締役に対し、譲渡制限付株式に関する報酬等を支給することができるものといたします。

譲渡制限付株式の割当ては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

また、現在の当社の取締役は7名（うち社外取締役2名）であります。

記

当社の取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1.譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、当社の取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役に特に有利な金額としない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、当社の取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2.譲渡制限付株式の総数

当社の取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数133,000株（うち、社外取締役3,000株）を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。なお、上記のとおり、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権を、対象期間に亘る役務提供の対価として、対象期間の開始日を含む事業年度中に一括して支給する一方、当該金銭報酬債権の全部について現物出資の方法で給付を受けることで譲渡制限付株式を割り当てることが想定されている。そして、2020年度中に開始する対象期間に係る譲渡制限付株式に関する報酬等の場合、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対しては20年間、当社の社外取締役に対しては3年間に亘る役務提供の対価として2020年度中に一括して支給することを想定しているため、当該支給における1事業年度あたりに割り当てる実質の譲渡制限付株式の総数は、当社の取締役（社外取締役を除く。）は6,500株以内、当社の社外取締役は1,000株以内となる。ただし、当該支給を行った後も、上記の各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の範囲内で、当社の取締役に対し、譲渡制限付株式に関する報酬等を支給して譲渡制限付株式を割り当てることのできるものとする。

なお、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

### 3.譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

#### (1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役の地位を退任する日までの間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

#### (2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、対象期間が満了する前に、当社の取締役の地位を退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

#### (3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、対象期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、対象期間が満了する前に当社の取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

#### (4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、対象期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

## 第2号議案 監査役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の監査役の報酬等の額は、2015年6月22日開催の当社第11期定時株主総会において、年額3,000万円以内として、ご承認をいただいております。

今般、当社は、当社の監査役が、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の監査役に対して、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従う当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、当社における監査役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、監査役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、上記の監査役の報酬等の額とは別枠として、年額1,350万円以内として設定いたしたいと存じます。なお、譲渡制限付株式に関する報酬等の支給においては、当社の監査役に対して、監査役の協議により定める期間（以下、「対象期間」という。）に亘る役務提供の対価として、対象期間の開始日を含む事業年度中に一括して支給することを想定しております。そして、2020年度中に開始する対象期間に係る譲渡制限付株式に関する報酬等の場合、3年間に亘る役務提供の対価として2020年度中に一括して支給することを想定しているため、当該支給における1事業年度あたりの実質の支給額は年額450万円以内となります。ただし、当該支給を行った後も、上記年額の範囲内で、当社の監査役に対し、譲渡制限付株式に関する報酬等を支給することができるものといたします。また、各監査役への具体的な配分については、監査役の協議において決定することといたします。

現在の当社の監査役は3名（うち社外監査役2名）であります。

なお、当社は、当社の監査役に対し、当社の監査役の協議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各監査役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受けるものといたします。

当社の監査役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数は4,500株（ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割〔当社普通株式の株式無償割当てを含む〕又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を、合理的に調整することができるものとします。）を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限といたします。なお、上記のとおり、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権を、対象期間に亘る役務提供の対価として、対象期間の開始日を含む事業年度中に一括して支給する一方、当該金銭報酬債権の全部について現物出資の方法で給付を受けることで譲渡制限付株式を割り当てることを想定しております。そして、2020年度中に開始する対象期間に係る譲渡制限付株式に関する報酬等の場合、3年間に亘る役務提供の対価として2020年度中に一括して支給することを想定しているため、当該支給における1事業年度あたりに割り当てる実質の譲渡制限付株式の総数は1,500株以内となります。ただし、当該支給を行った後も、上記の各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の範囲内で、当社の監査役に対し、譲渡制限付株式に関する報酬等を支給して譲渡制限付株式を割り当てることといたします。

また、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける監査役に特に有利な金額としない範囲で当社取締役会において決定いたします。なお、上記金銭報酬債権は、当社の監査役が、上記の現物出資に同意していること及び「第1号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件」に記載の譲渡制限付株式割当契約と同様の内容の契約を締結していることを条件として支給いたします。

（ご参考）

当社は、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、当社の使用人、子会社の取締役及び使用人に対しても、最大35,000株を割り当てる予定です。

以 上

×      𐍺

This image shows a full page of handwriting practice paper. It features multiple sets of horizontal dashed lines spaced evenly down the page, providing a guide for letter height and placement. The background is plain white, and there are no margins or additional markings.

# 株主総会会場ご案内図

会場：〒530-0011 大阪府大阪市北区大深町三丁目ー1番 グランフロント大阪  
北館 カンファレンスルームタワーC 8階 Room01  
※お土産を配布する予定はございません。



新型コロナウイルスによる感染症の流行が懸念されております。感染拡大防止のため、事前に同封の議決権行使書（郵送）をご利用いただき、当日のご来場を見合わせていただくことも含めご検討くださいますようお願い申し上げます。

また、ご来場を検討されている株主様におかれましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調を確認のうえご来場いただき、マスクの常時着用と、受付前での検温、手指の消毒にご協力くださいますようお願い申し上げます。検温により発熱が確認された場合は入場をお断りすることがございますので予めご了承ください。